

認定表示手数料一覧

(適合証あり)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (面積は当該床面積の合計)	
一戸建て住宅	5,100
一戸建て住宅以外の建築物	
法第11条第1項に規定する住宅部分	
300㎡未満のもの	9,700
300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	46,000
5,000㎡以上のもの	81,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分	
300㎡未満のもの	9,700
300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,700
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	80,400
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000
25,000㎡以上のもの	201,000

(適合証無し)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (面積は当該床面積の合計)	
一戸建て住宅	
性能基準による場合	
200㎡未満のもの	34,400
200㎡以上のもの	38,400
仕様基準による場合	
200㎡未満のもの	17,700
200㎡以上のもの	19,100
モデル住宅法による場合	
200㎡未満のもの	17,700
200㎡以上のもの	19,100
一戸建て住宅以外の建築物	
住宅部分	
性能基準による場合	
300㎡未満のもの	69,100
300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000
5,000㎡以上のもの	281,000
仕様基準による場合	
300㎡未満のもの	33,100
300㎡以上2,000㎡未満のもの	58,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	104,000
5,000㎡以上のもの	157,000
フロア入力法による場合	
300㎡未満のもの	33,100
300㎡以上2,000㎡未満のもの	58,000
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	104,000
5,000㎡以上のもの	157,000
非住宅部分	
モデル建物法による場合	
300㎡未満のもの	87,100
300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000
25,000㎡以上のもの	435,000
標準入力法等による場合	
300㎡未満のもの	227,100
300㎡以上1,000㎡未満のもの	284,400
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000
25,000㎡以上のもの	871,000

備考(概要)

- 一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部の項(二)、同部二の項(二)、同部五の項(二)の(2)の口の(ロ)又は同部六の項(二)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 十四 共同住宅の表示認定において、性能基準またはフロア入力法により計算を行う場合、共用部分を除くことができる。この場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- 十五 共同住宅の表示認定において、仕様基準より計算を行う場合の場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- 十六 住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

※詳細は手数料条例をご覧ください。